

衆議院 經濟産業委員會 議 録 第 十 一 号

(11111)

令和二年五月二十日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

- 委員長 富田 茂之君
- 理事 大岡 敏孝君
- 理事 小林 鷹之君
- 理事 武藤 容治君
- 理事 山岡 達丸君
- 理事 山岡 将吾君
- 理事 安藤 高夫君
- 理事 石崎 徹君
- 理事 神田 裕君
- 理事 國場幸之助君
- 理事 辻 清人君
- 理事 野中 厚君
- 理事 穂坂 泰君
- 理事 細田 健一君
- 理事 山際大志郎君
- 理事 和田 義明君
- 理事 落合 貴之君
- 理事 齊木 武志君
- 理事 山崎 誠君
- 理事 笠井 亮君
- 理事 神山 佐市君
- 理事 鈴木 淳司君
- 理事 田嶋 要君
- 理事 齋藤 洋子君
- 理事 穴見 陽一君
- 理事 石川 昭政君
- 理事 岡下 昌平君
- 理事 古賀 篤君
- 理事 武部 新君
- 理事 富樫 博之君
- 理事 福田 達夫君
- 理事 星野 剛士君
- 理事 三原 朝彦君
- 理事 吉川 赳君
- 理事 浅野 哲君
- 理事 柿沢 未途君
- 理事 宮川 伸君
- 理事 中野 洋昌君
- 理事 足立 康史君

- 經濟産業大臣 梶山 弘志君
- 財務副大臣 遠山 清彦君
- 經濟産業副大臣 牧原 秀樹君
- 經濟産業大臣政務官 中野 洋昌君
- 政府参考人(經濟産業省大臣官房技術総括・保安審議官) 小澤 典明君
- 政府参考人(經濟産業省大臣官房福島復興推進グループ長) 須藤 治君
- 政府参考人(資源エネルギー庁長官) 高橋 泰三君

- 政府参考人(資源エネルギー庁省エネ長) 松山 泰浩君
- 政府参考人(資源エネルギー庁省エネ燃料部長) 南 亮君
- 政府参考人(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 村瀬 佳史君
- 政府参考人(公益財団法人地球環境産業技術研究機構副理事長・研究所長) 山地 憲治君
- 政府参考人(一般社団法人日本経済団体連合会資源・エネルギー部) 小野 透君
- 政府参考人(社会保障経済研究所代表) 石川 和男君
- 政府参考人(認定特定非営利活動法人(気候ネットワーク)東京事務所長) 桃井 貴子君
- 經濟産業委員会専門員 佐野圭以子君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)

○富田委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案を議題といたします。
本日は、本案審査のため、参考人として、公益財団法人地球環境産業技術研究機構副理事長・研究所長山地憲治君、一般社団法人日本経済団体連

合会資源・エネルギー対策委員会企画部会長代行 小野透君、社会保障経済研究所代表石川和男君、認定特定非営利活動法人気候ネットワーク東京事務所長桃井貴子君、以上四名の方々に御出席をいただいております。
この際、参考人各位に一言御挨拶申し上げます。
本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。
参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べいただきたいと存じます。
次に、議事の順序について申し上げます。
まず、参考人各位からお一人十分程度で御意見を述べたいと存じます。その後、委員からの質疑にお答え願いたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、御発言の際にはその都度委員長の許可を得て御発言くださいますようお願いいたします。また、参考人から委員に対して質疑をすることはできないことになっておりますので、御了承願います。
それでは、まず山地参考人にお願いたします。

○山地参考人 御紹介いただきました地球環境産業技術研究機構、英語の略称のRIITEとよく呼ばれていますが、そのRIITEの副理事長と研究所長を務めております山地でございます。
私は、今回の法案に関して、幾つかの審議会にかかわってまいりました。直接関係するのは再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委、よく主力化小委と略称してありますが、それと持続可能な電力システム構築小委、これは構築小委という略称ですが、両方の委員長を務めております。
まず、再エネ特措法改正に関するものですけれども、これはFIT、再エネ電気固定価格買取

制度の抜本見直しを行うものであります。
FITは、先行するものとしては二〇〇九年十一月から施行、これは前の自公政権時代に決まったものですけれども、家庭用の太陽電池の余剰電力を固定価格で買い取ることから始まりまして、それから、二〇一二年七月から現在の再エネの全量固定価格買取というものが始まったわけであり

これは非常に、私、当時から、劇薬だ、強力な政策だけれども副作用が大きいと申し上げておりまして、現実には、太陽光発電は今、ほぼ六千万キロワット程度になっております。これはFIT施行前から考えると、十倍という水準でございます。
ただ、同時に、大きな課題もございまして、国民負担ということでございますが、まずは賦課金というものがございまして。これは、電気の価値は電力のコストなんですけれども、それ以外の部分、買取りは高いですから、それを電力の消費者が一律に負担するもの、これが年間二・四兆円というレベルに達しております。ここ数年続いております。

それから、系統制約、電力系統の中につなげなさいいけないんですけれども、エリア全体の需給バランスをとるとか、あるいは送電の容量のパラメータとの関係とか、それが顕在化している。
それから、FITによっていろいろな業種の方が発電に参加されたものですから、なかなか安定的な事業運営、もつと厳しく言えば、事業規律が十分確立していない、こういう問題がある。
ということで、まず改正FIT法、これは二〇一六年に決めていただいた、二〇一七年四月から施行ですけれども、これでまず入札をして、当初、太陽光の方は二千キロワット以上ですが、拡大していったコストを下げていく。

地理的な電源配置というの考えなきやいけないということ。そういう意味で最適化を図っていく、それが基本です。

ただ、制度上の問題でいうと、先ほど申し上げた中で、広域化する送電というのがありましたが、実は、自然変動する電源は調整力を持たなきやいけないんですけれども、従来その調整力は東京、東北とか、エリアごとに調整力を調達していたわけですから、これを広域で調達する。これはもう既にやり始めておりますけれども、今後その制度が、より整備されていく。

さらに、プッシュ型という話で一括検討プロセスという話をしましたけれども、特に洋上風力、日本海側に結構大きな資源があるんですけれども、個別に対応していったのでは系統整備は合理的にできない。やはりそれをまとめて一括で検討して、電力系統の整備と電源の整備をあわせてやる。

そういう仕組みは、今回の法案も踏まえて、できるようなりつつあると思いますので、先生がおっしゃることは、今の対応の中に、その方向で向かっているというふうに考えております。

○舘淵委員 ありがとうございます。続きまして、電気料金と国民負担につきまして、小野参考人と石川参考人にお伺いをしたいと思います。

今回の改正法案につきましては、託送料金制度の改革や再エネのFIP制度の導入は、国民負担を最大限抑制しながら送配電網の強靱化や再エネ導入の促進を進めるための制度となりますけれども、この点につきまして、我が国の電力消費の多くを占める産業界の立場から、小野参考人の御見解をお伺いしたいと思います。

○小野参考人 今度はFIPからFIPへの移行というのが明記されたわけですが、FIP

第一類第九号 経済産業委員会議録第十一号

の考え方、完全な、何といいますが、マーケット、変動価格に対してプレミアムが乗る場合と、それから、そのプレミアムの考え方、基準となる価格との平均のとおり方とか、さまざまやり方によって実は変わってきます。

例えば、プレミアムをどのぐらい乗せるのか、これも先ほど、入札によって競争的に決まることにはなっておりますけれども、それが本当に競争的、競争が働くのかどうかとか、これはしっかりとウオッチしていく必要があると思っております。

また、正直申し上げますと、じゃ、FIPになつたから全てがうまくいくというふうに、そこまでは楽観しておりませんで、やはり進捗状況を見ながら微調整をしていく必要があると思っております。先ほどから申し上げますように、FIPにしても、FIPにしても、これはあくまで再エネが自立するまでの暫定的な支援措置でありますので、最終的な着地点としては、再生可能エネルギーが経済的にも自立していく、そこを着地点としてこの制度の運用をすべきだというふうに考えます。

○石川参考人 御質問ありがとうございます。確かに、電気を使う側からすれば、あるいは、再エネ事業者も含めて発電側からすれば、託送料金というものは、それは安い方がいいというふうに思っています。

しかし、やはりインフラということでありまして、しかも送配電網というのはもう重厚長大なものでありまして、一たびこれがばちんといつてしまえば、そこからこの商品と違つて、電線がないとなかなか運べないということであつて、これが絶対に運べないというものでありまして、これが切れちゃうとどうしようもない、そういう意味においては、維持とか管理とか、あるいは、そこに携わる方々のモチベーションとか、いろいろある。そう考えますと、一定の費用負担というのは消費者、需要家としては当然やらなければならぬという意味におきまして、私は、これは余りたつき過ぎちゃうともう誰もやらなくなっちゃうん

じやないかという意味において心配をしております。だからといって、じゃ、高どまりすればいいかということ、そういうものでもない。その辺のバランスの問題だと思っております。

ただ、今回の法案におきましては、電気事業法の方については、そういう送電については、託送について制度を多少見直すということがありますけれども、あの案は大変な調整によってできたものだと思っております。その点においては、事業者に対してインセンティブ、送配電事業者です。インフラを維持する側にインセンティブが与えられるという仕組みであるということからしますと、非常に私は、その点は評価をしております。

ただ、やはりどうしても去年の台風を思い出してしまふんですね。それからその前の関西豪雨。関西、関東で二年連続で大きな災害があつたというのを考えますと、やはりたたくという方向よりは維持するという方向で、インフラを維持するという方向で、もう一度、託送料金も含めて料金制度を考えて、ただ、そこは、ある程度のものでつくつたからには、政府あるいは政治の方でちゃんと国民に対して説明とか説得とか、そういうことが次のプロセスなんじやないかというふうに思っています。

もう一度まとめて申しますと、余りたつき過ぎるのではない、事業者にインセンティブを与えるという点においては、私は今回の制度改革はとてもしもいものだろうというふうに認識をしております。

○舘淵委員 ありがとうございます。今回の重要な法改正に当たりまして、それぞれのお立場で大変貴重な御意見をいただくことができました。感謝を申し上げて、質問を終わりたいと思っております。

大変にありがとうございます。
○富田委員長 次に、浅野哲君。
○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。本日は、お忙しい中、四名の参考人の皆様には

お越しいただきまして、感謝を申し上げます。また、先ほどの皆様の御発言、内容を聞いております。またいろいろと気づきを得ることができました。

本日は、時間が限られておりますので、何か絞って質問させていただきたいと思っております。まず初めに四名の皆さんに基本的な御認識を伺いたいと思っております。

今回の電事法、再エネ特措法、JOGMEC法、基本的には、災害などの緊急時に対応するようなレジリエンス性の強化、そして今後に向けた再エネの導入拡大、この同時実現というものを図るような法案の中身になっておりますけれども、きょう小野参考人の方から提示いただいた資料を見てみますと、FIP賦課金の推移というグラフが載っております。やはり再生可能エネルギーは、今後、主力電源化、経済的に自立した主力電源としてもっと育てていかなければいけないというふうに思っているんですが、一方で、やはり賦課金の国民負担、需要家負担というのが避けては通れない問題かと思っております。

まず、議論の前提として皆様にお聞きしたいのは、この賦課金の負担について、現状二・四兆円、政府の見通しでは二〇三〇年には三兆円、そして二〇五〇年に向けて、どのように動いていくか正確にはわかりませんが、ふえていく傾向になるのではないかとこのように思われますが、この賦課金の限界というものがあつたかどうか、そこに対する御認識について、それぞれの皆様から御認識をいただければと思っております。

○桃井参考人 どうもありがとうございます。再生可能エネルギーのFIPの賦課金ということだと思っております。一番最初の賦課金のところから徐々に価格は下がってきているということから、当然限界はあると思っております。

もちろん、これから先、全体の総額はふえていくということになると思っております。そこには必ずピークがあつて、そのピークを過ぎれば、後はどんどんそれが、全体の金額が下がっていく

という方向性が描けると思いますが、そう言った場合に、再生可能エネルギーの全体的なコストが将来的に下がっていくかは、もう後は、海外に、輸入に依存した化石燃料に頼らず、そこに多額の費用を投じて、国内で自給したエネルギーを調達することが可能になっていくかと思えますので、今はその価格が未来への投資だと思つて、その負担をみんなできていくというのがF I Tの理念ではないかと思つてます。

ですから、今、その賦課金のところは、皆さんに負担していただくというシステムで動かししていくのが当然必要なことではないかと思つてます。

○石川参考人 御質問ありがとうございます。

私の資料の五ページ目に、先ほども申しましたけれども、自分の家族のことで恐縮でございますが、我が家の一番直近の電気代は二万三千四百七十円。私もメディア関係で仕事をしておりますので、これを言うと、石川、おまえ使い過ぎだ、こんなことを言われてしまうんですけども、それはさておき、再生エネルギー賦課金は二千三百四十二円。

私は、いつも言っておりますのは、これを消費税と比較するんですね。消費税というのは、さつきも申しましたけれども、社会保障財源であります。我々の電気料金の中からの再生エネルギーの負担が、社会保障財源の負担よりも、もはや高くなつてきている。これは恐らく、この委員の皆様どの御家庭も恐らく同じ計算式になりますので、ほとんどそうだと思います。

先ほど先生がおっしゃいましたその負担、どこまで負担できるのか。まず自分の家というところで考えると、二千元を超えちゃつていくんですよ。これをどうかと言われると、ちよつと高いながらも思いますが、それはいいながらも、再生エネルギーの主力電源化も話がよくわかる、国産エネルギーを振興していくという意味では当然だということ。

算をしてしまう人間でありますので、コストですね、数字といひます。ですから、今の日本の不幸なところは、原子力がとまつたときに再生エネルギーを入れたら恐縮でとんでもない。だから、本当は、たれば恐縮ですけれども、もし三・一がなければ、F I Tの価格もそんなに高くない、しかし、その負担分は原子力を稼働することによって、まあ相殺というか、ある程度はプラスマイナスでいけたと思うんですが、今はマイナスばかり。

そういうことからしますと、長期的な持続性というところで考えますと、安い電気、それは原子力、それから石炭の高効率発電ということになると思ひますが、そういったこととバツケージでもつて再生エネルギーを普及させていくことでもつてやらないと、今みたいに原子力とめっちゃうとか石炭が嫌いか、そんなことを言つてると、ずつと費用ばかりかかっちゃうのがしばらく続くだろう。

さつき、未来への投資というお話がありましたが、未来への投資は大事だと思ひますが、今現在住んでいる人はどうかというふうに考えますと、今高いということに対してどう考えるかというのも政治の役割だと思ひますので、そこはぜひ、安心電源とのバツケージ論ということでもつて政策を進めていただきたいというふうに思ひます。

○小野参考人 賦課金の限界というお話でしたが、これまでのF I T制度の改革ですとか、それから買取価格が漸減しているという状況から今後、先ほど私がお配りした資料でも、買取総額を見ていただくとかわかるんですけども、徐々にサチユレイト側には行つていくかなというふうには思つてます。

ただ、ではこれが我慢ができるのかという問題ですけれども、日本のF I T法は、これは産業用も民生用も全部含めて、キロワットアワー、一律に、単価、割引勘になるということになってしまつた。

したがつて、例えば電力多消費産業の場合、多

くの電力多消費産業が、例えば夜間の電力の安い時間帯に仕事をする、そういった事業者も多いわけですね。例えば普通鋼電炉ですとか、そういったところは九〇%以上が夜間、こういったことをやつていくわけですね。

もともと、夜間の電力料金、低く抑えられておりますので、産業的に、そこに三円が乗つていく。そうすると、そういった事業者にとつてのこの三円の痛手というのは、じゃ、我慢してくださいというレベルからするとかなり厳しい。例えば、電炉等の場合には、一円電気料金が上昇すると経常利益の大体三割ぐらいに相当すると言われております。したがつて、三円上がると経常利益のほとんどがなくなつてしまふというぐらいの実はインパクトがあるということになります。

一方で、F I Tで先行した欧州はどうなつたかといひますと、これは実は、欧州はかなり先鋭的な温暖化対策をやつておりますし、F I Tも先行して入つたんですけれども、産業用電力に關してはほとんどが減免をされております。その分が結局民生に乘る形になつていて、そのために、例えばドイツの民生用の電気料金というのは非常に高くなつていまして、これは一定の、恐らく政治的な、あるいは国民論議的なコンセンサスがあつてそうなつたのであるというふうに考えます。

今後、もし、こういうふうな経済合理性がない中で再生エネルギーを入れていくとなると、場合によつてはそういうことも考えていかなければいけないのではないかと、そういうふうなことを考へております。

○山地参考人 賦課金の問題というのは、本当に非常に重要で、しかも非常に困難な問題。

二・四兆円というのは消費税一%相当、これは補助金に使われているわけですね、再生エネルギー事業者の。しかも、多くのF I Tは二十年続くといいことではございますから、数十兆円のコミットメントをしてしまつていまして、これを下げるのはとても難しいです。

ただし、例えば四十円とか三十六円の太陽光発電で認定されているものでも、まだ運開してないものがある。そういう未稼働案件を整理していくという事は、今までもやりましたし、今後大事なことだと思ひます。今回の法案の中でも、運転開始期限を過ぎてもなかなかやらないものについては失効を考へる。改正F I T法に伴うもので、約二千万キロワットの太陽光発電が失効したと思ひます。そういうことは、しかし、できるけれども、二・四兆円を下げるということは極めて難しい。

今後F I Pに変わつていくと、プレミアムに当たる交付金の原資の部分が賦課金という形になるんだと。減つていくと思ひますけれども、全体としては徐々に上がつていかざるを得ない、一定程度まで。これはある意味、過去の政策のツケを我々が払つていふことだと思ひます。

○浅野委員 皆様、本当にありがとうございます。大変示唆に富む御意見をいただきました。これを踏まえて次の質問に向かいたいと思ひますが、これは山地参考人にお伺ひをしたいと思つております。

今、F I T制度を終えた施設が全国的にふえていく中で、やはり、こうした再生可能エネルギーも、しっかりと今後も稼働し続けて、なおかつそこに新規の設備がふえていく、そんな形をつくつていかなければいけないというふうな思ひますが、そこで、注目が集まり始めているのがP P A、パワー・パーチェス・アグリメントという、設備設置者と買取者が個々に契約をするようなエネルギー取引形態が出てきているというふうな思ひます。

やはり、経済的自立をした再生エネルギーをふやすという観点でいひますと、このP P Aモデルというのをどうもふやしていくような動きにもつなげていかなければいけないと思ひますが、今回議論されているこの法案、再生エネルギー特措法に対して、その観点から御注文がもしあれば、ぜひ御意見をいただきたいと思います。

○山地参考人 ありがとうございます。非常に重要なポイントだと思います。

パワー・パーチェス・アグリメントというのは、要するに、再エネの電気を買う人が、高目を買ってあげますよということで、特に周りの人に負担をかけずに再エネを推進していく、まさにこれはあるべき姿であるかと思っております。したがって、今回の法案、別にそれを阻害することはなくて、どんどん推進していった方がいい。

今、ちょうどいい例に当たっているのが、二〇〇九年の十一月から始まった住宅用の余剰太陽光発電の買取りが、十年ですから、去年の十一月から終わっていて、これは設備があるわけですので、どう使っていくか、皆さん、いろんな人がいろんな使い方を考えている。当然ですけれども、CO₂を出さないエネルギーなんです。それから、プレミアムを払っても買いますよという方はいらっしやるわけですね。だから、住宅用の余剰買取り終了後の案件のやり方というのも参考にしつつ、しかしLPPAを大きく育てていくということ、私は、非常に重要なことだと思います。もし政策的に支援ができるのであれば、またそれは別途考えてもよろしいんじゃないかと思っております。

○浅野委員 ありがとうございます。

今、お話の中で、やはり今後こういうものがふえていくことが望ましいとありました。私も、まさに今後デジタル化が進んでいくわけですから、このデジタル技術も駆使しながら個々の設備を有効に活用していく市場環境をつくっていくというのが非常に大事だと思っております。

その観点では、この法案の中では今回アグリゲーターというものが規定されますけれども、このアグリゲーターについて、具体的にどのような能力を備えるべきなのかというところがやはり一つ注目されているかと思えます。

これは山地参考人と石川参考人にお伺いしたいと思っておりますが、このアグリゲーターが

どのような責任を果たし、そしてそのためにどのような能力を備えるべきなのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○山地参考人 ありがとうございます。

アグリゲーターのビジネスというのは、今は実証とかチャレンジという形でやっているんですけども、今回の法律で、特定卸事業者ということでもアグリゲーターにライセンスを与えよう、調整力とか供給力を、小売とかに供給するわけですね。だから、そこでライセンスを与えるということと資格を与えるということだから、そこに一定の要件を要求するということになります。

その中でデジタルを使っていく、非常に重要だと思えます。分散している発電とか貯蔵とか、あるいは需要の調整とかというのをアグリゲーターとめるわけです。個々の、非常に複数の小さい契約がいくつかあります。例えばそれをどういう決済をしていくのか、そこにデジタル技術というのが非常に活躍できるんじゃないかと思っております。

法律としては、まず、そういう形態のライセンスを与えて、事業形態を認定して育てていくということになるかと思えます。

○石川参考人 御質問ありがとうございます。

アグリゲーターの、言ってみれば資格要件のお話だということに認識をしておりますけれども、私は、やはり電気というこの財の特殊性とか、あと、さっきも申し上げましたけれども、何かあったときに、これは結構しんどいと思うんですね。バックアップであるとか修理であるとか、やはりインフラの一部ということを考えますと、私は、従来から主張させていただいてますのは、やはり大手の電力会社、一言で言うところ、大手の電力会社のノウハウがありますとか人でありますとか、そういうところをきちんと提供する、ないしは大手電力みずからがこういったところを分散型電源の集約体として機能するというのが、私は、少なくとも最初のうちは安全にかつ安定的にこの制度を立ち上げる上では非常に重要かというふう

に思えます。

やはり、制度、この法律案は原則として令和四年四月一日からの施行ということになっていて、もうちょっと先の話でありますので、準備期間は多少あるとは思いますが、制度全体の信頼性が揺らぐと失敗しちゃうと、制度全体の信頼性が揺らぐと、もうお考えいただけるのであれば、この委員会でも審議を尽くしていただきたいのであります。私から政府に申し上げたいのは、そういう大手電力会社の人材であるとかノウハウということは今あるわけでございますので、そういったところとの協調、特に送配電網のところとの協調というのは需給調整の観点からも極めて重要だと私は考えておりますので、そういう要件づけをすべきというふうな考えをしております。

○浅野委員 どうもありがとうございます。

時間もそろそろ限られてまいりましたので、最後の質問になろうかと思っておりますけれども、今回の再エネ特措法の中では、今後の再エネ導入促進を見据えた連系線の強化、この費用の一部を賦課金から充当しようというふうな仕組みをつくることを予定しております。

ただ、一方で、この連系線強化や系統増強費用、どこからどこまでが再エネの拡大に資するもので、どこまでが従来の電力のレジリエンス強化なのか、非常に線引きが難しいのではないかと、このように思われております。

そういう観点でいけば、託送料と賦課金、両方から曖昧な線引きの中でお金を集める方法よりも、もっと託送料で一括で処理してしまった方がシンプルでわかりやすいのではないかと、この意見もあるんですけれども、これは山地参考人にお伺いしたいと思っておりますが、今回、この増強費用の一部を賦課金から充当するというのに対して、どのように整理をするべきなのか、ここを最後にお伺いしたいと思います。

○山地参考人 私の説明の中でも申し上げました、新しい連系線の話ですけれども、連系線をつ

くるときに費用便益分析を行って、その費用便益分析で一番いいものを選んで、そのコストは便益の比率に応じて負担させる。これは実は北海道と本州の間で、今、六十万プラス三十万で九十万ですけれども、あと今度は三十万、新々北本連系線というのを決めるときにやった方式でありまして、そのときの計算の方式がもう既に公表されていると思っております。ごらんになるとわかると思

その連系線をつくることによって、再エネに限らず、いろいろな電源を広域で最適に運用できることによるメリットがありますけれども、例えば北海道の再エネを、それができるとことによって出力調整しなくて済む部分は再エネの部分だったり、あるいはCO₂が減るとか、そういうベネフィットを計算しておりますので、そのルールが今後ずっと続くのかどうかは精査が、チェックが必要ですが、そういう事例がありますので、再エネに関連するものというのはコストベネフィット分析の中で特定できるというふうな考えをしております。その部分は全国で負担するということ、賦課金方式でやるということでございます。

○浅野委員 どうもありがとうございます。終わります。

○富田委員長 次に、笠井亮君。

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。山地参考人、小野参考人、石川参考人そして桃井参考人、きょうはお忙しいところ、また、新型コロナウイルス感染症をめぐり大変な中、お越しいただいて、貴重な御意見を述べただいて、ありがとうございます。

早速質問したいと思います。まず、電力システム、エネルギー関連の法案を審議する上で、電力事業を担う電力会社、それから監督する経済産業省の姿勢が、やはり利用者、国民や国会への説明責任を果たすものになっているかどうか、ここは大前提としてあると思っております。